

令和5年度 第1回静岡県森の力再生事業評価委員会 会議録

日 時	日時：令和5年8月7日（月）午後1時30分～4時まで
場 所	静岡県産業経済会館3階第1会議室
出席者	<p>○ 委員（敬称略・50音順） 小南陽亮（委員長）、恒友 仁（委員長代理）、浅見佳世、井上隆夫、木村美穂、倉田明紀、豊田和子、檜本正明、波多野初枝（9人）</p> <p>○ 事務局（県側出席者） 櫻井正陽農林水産担当部長、浅井弘喜部参事、中山森林計画課長 他</p>
議 事	<p>1 開 会 2 挨拶 3 議 事 (1)令和4年度の提言への対応の報告 (2)令和4年度森の力再生事業費実績の報告 (3)令和4年度事業分の評価対象箇所の選定 4 その他 5 閉 会</p>
配付資料	<p>○ 次第、出席者名簿、座席表</p> <p>○ 配布資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1：令和4年度森の力再生事業評価委員会の提言に係る対応 ・資料2：令和4年度森の力再生事業費実績の報告 ・資料3-1：令和4年度事業分の評価対象箇所の選定(案) ・資料3-2：令和4年度実績一覧表 ・資料3-3：令和4年度森の力再生事業評価対象箇所位置図
備考	<p>掲載可能容量を超えるため、次の資料データは掲載していません。 閲覧を希望する場合は、お問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料3-3

令和5年度 第1回静岡県森の力再生事業評価委員会 会議録

日時：令和5年8月7日（月）13:30～15:20

場所：静岡県産業経済会館第1会議室

（産業政策課櫻井参事）

定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度第1回静岡県森の力再生事業評価委員会を開催いたします。

本日司会を務めます、産業政策課の櫻井です。

よろしくお願いいたします。

なお、本日の委員会はペーパーレスでの開催となります。

資料はお手元のタブレットで御覧いただきます。

説明する資料は事務局で操作いたしますので御承知おき願います。

それでは、委員会の開催にあたりまして、農林水産担当部長の櫻井から御挨拶申し上げます。

（櫻井農林水産担当部長）

ただいま御紹介いただきました静岡県農林水産担当部長の櫻井でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日は大変お忙しい中、本委員会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、皆様方におかれましては、今回の委員改選にあたりまして、委員の御就任をいただき、大変ありがとうございます。重ねて厚くお礼を申し上げます。

さて、森の力再生事業についてでございますけれども、県民の皆様から、森林（もり）づくり県民税をいただきまして、森林の公益的機能を将来にわたって維持継承していくというための事業でございます。

県として、こうした状況に対し、改めて強い意識を持ちまして、本事業の目的、あるいは効果等をはじめといたしまして、税金の使い方につきましてはより一層透明性を高めて、多くの県民の皆様にご理解と共感をいただくということが大変重要と考えております。

昨年度の委員会におきましての本事業の適正執行に向けまして、様々な御意見、御提言をいただいております。

これまで以上に適正で、真摯な姿勢をもって、よりよい事業となるよう、職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、今年度第1回目の委員会となりますけれども、議題といたしましては、昨年度いただきました御提言への対応やこれまでの事業の実績報告、そして今年度の評価対象箇所を選定につきまして、御審議を予定しております。

また昨年度、説明が不足しておりました事業補助金返還、こういった事案につきましても、

改めて御報告をさせていただきたいというふうに考えております。本日は限られた時間ではございますけれども、委員の皆様には、それぞれの立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(産業政策課櫻井参事)

本日は、委員の改選後、初めての委員会となります。

委員の皆様には本年6月に本委員会の委員に御就任いただいております。

任期は令和5年6月12日から令和7年6月11日までの2年間となります。

評価委員会では、静岡県森の力再生事業評価委員会設置要綱第2条の規定により、事業の執行状況や事業の効果について検証・評価していただくとともに、事業に関する提言の取りまとめが所掌事務となります。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますよう、御審議のほどよろしく願いいたします。

それでは、議事に入る前に、本日は委員10人中9人の出席となりますので、設置要綱第5条第2項の規定に照らして、過半数を超え、本委員会は成立していることをここに報告いたします。

なお、県側の出席者につきましては、委員名簿の下に記載のとおりとなっております。

また、本委員会は、県が定める情報提供の推進に関する要綱に基づき、公開対象となっております。議事内容につきましては、録音し、議事録を作成します。

議事録は後日、皆様に御確認いただいた上で、県のホームページなどで公開します。

あらかじめ御了承いたします。

さて、本日は初めに委員長を定めていただきたいと存じます。

委員長につきましては、設置要綱第4条第2項の規定により委員長は委員の互選によりこれを定めるとしております。

どなたか御推薦をいただけませんかでしょうか。

はい、豊田委員。

(豊田委員)

はい。委員長として小南陽介先生を推薦したいと思っております。

(産業政策課櫻井参事)

はい、ありがとうございます。

他に御意見はございますでしょうか。

ただいま豊田委員から小南委員の御推薦がありました。

それでは小南委員に委員長をお願いしたいと思っておりますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、小南委員におかれましては、委員長として2年間よろしく願いをいたします。

それでは次に、委員長代理の指名をお願いします。

委員長代理につきましては、設置要綱第4条第4項の規定により、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するとしております。

小南委員長、御指名をお願いいたします。

(小南委員長)

はい、わかりました。それでは引き続きということになりますが、恒友委員にお願いしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

(一同)

異議無し

(産業政策課櫻井参事)

それでは恒友委員、委員長代理として2年間よろしく願いいたします。

では改めまして、小南委員長、恒友委員長代理に一言ずつ御挨拶をお願いいたします。

よろしくをお願いします。

(小南委員長)

それでは改めまして皆さんこんにちは。

御指名により、引き続き委員長を仰せつかりましたので、この委員会が有意義なものになりますよう努めたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

この事業も残り3年ほどで、数えるほどの年数になりました。長く続けてきた事業ですが、先ほどの挨拶にもありましたように、昨年度もいろいろ御指摘を受けております。

数値目標としては、おそらく達成できる見込みではないかなというふうに、思っておりますが、数値目標というのは一つの指標に過ぎませんので、やはり、質的な面も非常に充実したものであるという、そういった観点からも、見る必要があるかなと思っております。そういう意味で、この評価委員会の正念場といたしますか、非常に大切な時期を迎えているのではないかなと思います。

この事業の期間後のことはよくわかりませんが、ただ、県の森林行政、森林・林業に関わる行政は、これから先も長く続いていくわけでありますので、そういった長い目で見て、本事業が静岡県の森林・林業にとって、非常に有意義なもので、長く良い影響が起これるものになるべきでありますので、この評価委員会におきましては、ぜひ皆さんの活発な御議論によって、質的にもより良いものになるようにし、残りの年数良い事業が実施されるようにしていきたいなと思います。私も微力ながらそういう気持ちで努めていきたいと思っております。

ので、どうか皆さんよろしくお願ひいたします。

(産業政策課櫻井参事)

それでは、恒友委員長代理お願ひいたします。

(恒友委員長代理)

皆さんこんにちは。

改めましてただ今、委員長代理に、御指名いただきました恒友でございます。よろしくお願ひします。

私は、この委員会に参加させていただいたのが2019年からですので、年数で言うと5年目になります。この分野の知識がなかなかなく、毎回勉強させてもらったような感じになるんですけれども、皆さんとより良い会議ができればいいかなと思います。

たまたまですが、今日日経新聞に、国と地方の森林税二重取りという記事が大きく取り上げられていました。

特にこういった県民税に対して、否定的な記述はなかったのですが、この事業は県民の税金で成り立っているという大前提をしっかり受けとめて、この会議で、本事業のより効果的な検証ができるように、皆さんと考えていきたいなと思います。どうぞこれからよろしくお願ひいたします。

(産業政策課櫻井参事)

ありがとうございました。

それでは、これから議事に移ります。

今後の議事進行につきましては小南委員長にお願ひいたします。

なお、農林水産担当部長の櫻井は、本日、スケジュール上の都合から、ここで中座させていただきます。

(櫻井農林水産担当部長)

申し訳ございませんがここで退席をさせていただきますけれども、熱心な御審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

(産業政策課櫻井参事)

それでは委員長お願ひいたします。

(小南委員長)

はい。

では改めてよろしくお願ひいたします。

それでは次第により議事を進めたいと思います。初めに議事の(1)、令和4年度評価委員会提言への対応の報告について事務局よりお願いいたします。

(森林計画課奥山森の力再生班長)

森林計画課の奥山と申します。

よろしく申し上げます。

令和4年度の提言への対応について報告させていただきます。

着座で説明させていただきます。

資料は資料1になります。

昨年度、評価委員会からいただいた提言、五つ、それぞれについて対応を説明いたします。

提言1「事業の効果が最大限に発揮されるよう、他の関連施策・市町との連携や、民間との協働を進めてください。」

こちらの提言につきましては、農林事務所ごとに設置している森の力再生調整会議を通じて、他部局及び市町が実施する関連施策との連携や民間との協働による森林整備を促進してまいります。

まず、これまでの森の力再生事業の計画と実績につきまして御報告いたします。

森の力再生事業は、平成18年度から事業を開始しておりまして、平成28年度から第2期の10ヶ年計画に取り組んでいるところです。

本事業により、着実に森林整備が進んでおり、令和4年度までの17年間で約1万9,700haの荒廃森林が整備されました。

今年度も含め、3年間で第2期計画の残り約3,900haの荒廃森林の再生に取り組んでまいります。

また、現在、各市町では、森林環境譲与税を活用して、地域の実情に応じた森林整備を進めておりますので、森の力再生事業の実施にあたりましては、事業効果が最大限発揮されるよう、市町と協力・連携して進めてまいります。

民間との協働に係る対応につきましては、台風などに伴う大規模停電の原因の一つとして風倒木による電柱の倒壊や安全などが指摘されておりますので、県では停電の予防対策として、電力事業者等と協働して、電線沿いの樹木を伐採する取組を進めているところであります。

昨年度は、下田市、函南町で電力事業者と協働し、予防伐採を実施いたしました。

写真は、函南町平井の県道11号線、いわゆる熱函道路において、東京電力と協働して、電線沿いの広葉樹を予防伐採したものです。

今年度も停電予防のため、民間との協働による森林整備を促進していきます。

また、流木発生源対策につきましても、流木被害を受けやすい、漁港等に影響する上流域の

森林を重点的に整備することで、流木発生の効率的、効果的な防止に取り組んでまいります。令和3年度は39箇所、令和4年度は26箇所において実施いたしました。

今年度も予防伐採や流木発生源対策等のインフラ周辺等の申請候補地の情報共有を図り、他の関連施策、市町との連携や民間と協働を進めてまいります。

次に、提言2「事業の効果について、適正な評価と、その高度化及びデータの利活用に努めてください。」

こちらの提言につきましては、まず、整備者による整備後3年目調査において、事業効果を適正に評価するために作成したマニュアルを用いた研修会の開催や、先端技術等を活用した新たな評価手法を提案してまいります。

また、データの利活用につきまして、評価データから下層植生の回復に影響を与えている要因を分析し、効果的な整備に繋げてまいります。

整備後3年目に行っている下層植生の回復状況の評価につきまして、整備者が確認し、実施しているところですが、目視で行っていることから、植生の被覆率の評価判定にばらつきがみられるため、改善するよう御意見がありましたので、現地の評価判定を統一できるマニュアルを作成するとともに、目揃えを行う研修会を開催してまいります。

また、新たな評価手法の検討としまして、スライドに示しましたのは、スマートフォンのカメラで撮った写真に、グリッド線を重ねたものです。

機械的に緑のマスを数えることで、被覆率の判定に使用するなど、このような簡易に、かつ機械的に判断する方法についても、試行を重ねていきたいと考えております。

また、下層植生の回復が遅れている箇所の評価データから影響を与えている要因を分析し、対応を検討してまいります。

回復を妨げていると想定できる大きな要因の一つは、シカの食害が考えられますので、食害防止対策等に関する研修会を開催したところであります。

データベース化につきましても、令和4年度、令和5年度で実施している静岡県森林情報システムのクラウド化に合わせ、これまでシステムで管理してきた過去の施業履歴と評価結果をデータベース化し、さらにGIS上で航空写真や衛星データを活用して、事業効果を広域的に把握できる新たなシステムの構築を検討してまいります。

次に、提言3「事業実施に係る技術力の向上や作業安全の確保に取り組んでください。」

こちらの提言につきましては、作業の基本となる伐倒技術向上のための技術講習会等を開催するとともに、整備者の安全管理体制の強化に向けて、現場毎の自主点検の実施の指導に取り組んでまいります。

左のグラフは、森の力再生事業で発生した事故の件数を示しています。

昨年度は6件の事故が発生しました。

令和2年度から3年連続で、事故発生が多くなっております。

発生した事故の内容としては、チェーンソーなどの機器の取り扱いの不注意による怪我が3件、その他、蜂刺されや木くずが目に入るなどの負傷もありまして、安全対策が十分であれば防ぐことができた軽微な怪我が3件ありました。

労災事故ゼロを目指して、本年度も引き続き森林整備の作業の基本となる、伐倒技術の向上と安全作業の周知徹底に取り組んでいきます。

また安全装備で防ぐことができた事故もあったため、整備者に対して安全装備の導入を促していきます。

併せて、現場毎の安全自主点検の実施を指導し、森林整備の経験の少ない整備者に対しては、重点的に現場で指導するなど、林業労働安全パトロールを実施していきます。

写真は、昨年7月に農林事務所の職員が、森の力再生事業の現場で、林業労働災害安全パトロールを実施したものです。

チェックリストを用いて、現場技術員の安全装備や、事故発生時の対応等を確認した他、実際の伐倒作業や伐根を確認し、適正な伐倒作業を実施しているか点検を行いました。

次に、提言4「納税への理解が一層促進されるよう、事業の効果を分かりやすく情報発信するとともに、将来を担う子どもや若者に情報が伝わるよう小学生向けの副教材やソーシャルメディアの活用等の多様な情報発信の方法を検討してください。」

こちらの提言につきましては、1番目としまして、事業の実施が荒廃森林の再生に結びつくことが実感できるイベント等を整備地で開催する。2番として、子ども向けのホームページの公開や動画配信など、多様な世代に向けた分かりやすい広報に努める。これらにより対応してまいります。

スライドの左側と真ん中の写真は、昨年度、沼津市で開催した森と海の繋がり体験ツアーイベントで、森の力再生事業の事業内容を説明している様子です。

右側の写真は、松崎町での整備地を活用したイベントです。

こうした木の香りや切り株を触ったりしてもらいながら、事業のPRを行いました。

これら体験型イベントは、アンケート結果からも大変好評だったので、今年度も開催を予定しております。

また、参加者がSNS等で楽しかったこと、森林の役割の大切さなどを広めてもらうことも期待しているところです。

整備地で開催するイベントでは、チラシや当日の配布資料にQRコードを付けたりするなど、多くの方に事業内容や効果を理解していただけるよう工夫していきたいと思っております。

こちらは7月16日に伊東市にある奥野ダムにおいて開催された教室に参加し、森の力再生事業のPRを行った様子です。

120人から150人程度の家族連れが参加してくれました。

クイズを通し、森の力再生事業の効果を伝え、森の力再生事業をイメージしたバーチャル映像による体験、チェーンソー体験などを行いました。

このような多くの家族連れが来場するイベントを活用してPRを進めてまいります。

また子ども向けのホームページなど、多様な世代、特に若い世代に向けて、様々な形で分かりやすい広報に努めてまいります。

5月中旬に子ども向けホームページを作成し、公開いたしました。

今後ブラッシュアップして、よりよいものにしていきます。

最後に、提言5「事業の適正な運用を図るため、事業の趣旨と手続きへの権利者や整備者の理解を深め、再発防止策を徹底してください。」

こちらの提言につきましては、事業の適正な運用を図るため、担当職員が、権利者との調整不足や不適切な事務処理に係る再発防止策の意義を正しく整備者に伝えられるよう研修を実施してまいります。

併せて、申請時に、農林事務所で行う森の力再生事業審査委員会で、権利者の特定や整備者と権利者の合意状況等の確認など、再発防止策に基づく事務処理が正しく行われていることの確認を徹底してまいります。

スライドに示しました左側は、提出資料に追加した、権利者の合意状況を確認する整備内容等確認書です。

各農林事務所が、審査委員会において、権利者の特定や、整備者から権利者への説明と合意がなされているかを書面で確認できるようになりました。

また、委任状につきましては、任意様式から指定様式に変更し、委任内容の不備防止を徹底しております。

右側は、昨年度第3回評価委員会でお示した整備者が権利者に対して、事業説明を行う際に使うためのリーフレットです。

一般向けと異なり、権利者が事業内容や事業の流れを理解できるようにしております。

評価委員会での御意見を踏まえ、権利者が、より正しく理解しやすい内容とするよう改訂を重ねてまいります。

また、農林事務所の担当職員と整備者がしっかりと事業趣旨、事業要件、整備手法を理解し、権利者の特定、権利者と整備者の合意形成、周辺の広葉樹や獣害等に配慮した伐採など、再発防止策が適切に行われるよう、各種研修会を実施し、確認指導を徹底してまいります。

今年度の事業に再発防止策を反映できるよう、4月17日に、森林計画課が各農林事務所担当職員を対象とした研修会を開催した上で、4月から5月にかけて、各農林事務所が各地域において、全整備者を対象とした研修会を開催いたしました。

県の担当職員も、新たに担当となった職員や、新規採用職員も多く、また、森の力再生事業に新規参入する整備者も参加しており、事業開始に向けた周知が図られたと考えておりま

す。

今後も事業の適正な運用を図るため、適時、研修等を開催してまいります。

以上、令和4年度の提言への対応の説明となります。

(小南委員長)

はい、ありがとうございました。

それではただいまの御報告につきまして御質問御意見等がありましたらよろしくお願いたします。

(浅見委員)

御説明ありがとうございました。その中で1点わからなかったことについて教えていただきたいんですが、提言1のところで流木発生源対策ということですが、これは整備したところの林内を何かするというのでしょうか。

発生源をどういうふうにイメージしたらいいのかわからなかったもので、その辺を教えてくださいなと思います。

(森林計画課奥山森の力再生班長)

はい。図等でお示しすればよかったですけども、漁港の上流部にあります森林区域、そこを重点区域といたしまして、そこで森林整備をする場合には、そこから流木が流れ出ないよう適切に事業を行うという形にしております。

(浅見委員)

わかりました。ということは、整理したところで例えば等高線に沿って並べるとか。

私ずっと不思議だったので、これも教えていただきたいんですが、流木の発生源は整理したところなんでしょうか。

なんとなくどさっと崩れてくるところから川に流れ出して、それが流木の発生源になっているのかなというふうに、現地について思っていました。整備したところはわりと綺麗に皆さんされていらっしゃるので、そこが発生源とは到底思えなかったんですが、やはり発生源になっているんですか。

(森林計画課奥山森の力再生班長)

荒廃してしまって、倒木等が発生して、下の方に流れてこないよう、倒木等が発生する前段階できちんと整備を行って、荒廃森林を止めていく

というところを、この事業では目指しております。

倒木等が発生した場合には、災害型という形で、その倒木等の処理は進めておる

ところですので、もう倒れてしまって、森林の機能が発揮できなくなってしまっている所については別途、人工林整備のうちの倒木等処理という形で対応しているところでもあります。

(浅見委員)

わかりました。流木発生源対策というのは整備したところできちんと並べるといっても、発生して、倒木になってしまいそうなところを重点的に、しっかりと抑えるという理解でいいですか。

(森林計画課奥山森の力再生班長)

はい。

その情報を、きちんと市町や整備者と情報を収集して、進めていくというところです。

(浅見委員)

よくわかりました、ありがとうございました。

(小南委員長)

はいありがとうございました。

他に御意見御質問等ありますでしょうか。

(浅見委員)

すみません、提言2について何点か。

まずなかなか判定が難しい植被率ですので、スマホを活用するというのは非常にいいことかなと思います。

ただ、足元しか撮れないと、本当に狭い範囲しか判定できませんので、やはりシカの影響のあるような、2mぐらいの高さから撮っていただきたい。例えば、調査するときは10m×10mの100平米あたりの植被率を見るんですが、例えば10m分歩いてみて測定するとか、今後効果的にしっかりと把握できるように進めていただきたいと思っております。

それとこれに関連しまして、例えば、シカの影響が大きくてなかなか植被率が回復しない場合は事業者にとって余分な負担等が発生するのでしょうか。

(森林計画課奥山森の力再生班長)

まず一つ目の御意見ですけども、僕の身長で撮影したこともあると思うんですけど、結構低い。自撮り棒とかもあるので、今のそういった環境影響評価をやる事業者さんと調整しております。その写真でやれないかどうかというところの検討に入ったところでもありますので、またそこら辺を、一つの画面で、5m四方の調査区域が入らないようでしたら、またやり方を変えるよう検討していきたいと考えております。

もう一つ…。

(浅見委員)

シカの影響が大きかった場合の事業者負担。

(森林計画課奥山森の力再生班長)

メニューの中にシカ防護柵があるものですから、整備をすると同時にシカの防護柵も張っていただけたらと思うんですけども、実際には、森の力再生事業は急峻な地形だったり、道が遠い場所であったりだとか、元々人の手が入りにくい森林を整備しているものですから、なかなかその導入が難しいのかなと思うところです。やれるところは、せっかくメニューがあるものですから、進められるところで進めていけたらと考えております。

(浅見委員)

はい、ありがとうございます。判定で例えばDやC判定が出てしまうと後々もう一度整備しなきゃならないといったときに、その費用はどうなるのかなと思ってお聞きしました。最初の第1期、10数年前ではシカ害がそんなにひどくなかったころです。現在ではシカ害がひどくなってきてますので判定が低いと、事業者にとって、DよりもC、CよりもBにしたくなる気持ちもありますので、その辺のところをうまくあまり負担にならないような形でしていただきたいなと思います。

防護柵につきましては、やはり一旦設置してしまいますと後の維持管理が大変だと思うんですね。

例えば簡単な方法ですと、木を伐って、育てたい木の周りにちょっと囲んで置いてくだけでシカが足を踏み入れにくくなって、その中だけでもちょっと草本層が繁茂するということもありますので、そういった簡便な方法なんかも使いながら部分的にでもシカの食害から守るようになっていただきたいなと思います。

スマホの件につきましても、もしよろしければ私も現地に行かせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(小南委員長)

はい、ありがとうございました。

他に御質問御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい。

それでは、ただいま御意見もありましたので、そういった御意見を踏まえまして引き続き事業を着実に実行していただくようお願いします。

続いて議事の(2)です。令和4年度事業費実績の報告について事務局より説明をお願いします。

(森林計画課奥山森の力再生班長)

続きまして、資料(2)森の力再生事業費実績の報告についてです。

令和4年度、森の力再生事業の事業実績を報告いたします。

上の表は、森の力再生事業、第2期、平成28年度から令和4年度までの計画と実績になります。

全体計画は人工林再生整備と竹林・広葉樹林等再生整備と合わせ1万1,200ha、令和4年度までに、7,337haを整備いたしました。

令和4年度の整備実績は太線で囲った箇所になりますが、整備面積787ha、事業費は7億400万円でありました。

進捗率は全体の66%であり、概ね順調に進捗していると考えております。

下の表は、農林事務所ごとの整備面積で、一番右側が令和4年度の実績となります。

続きまして、区分ごとの事業費の実績を報告いたします。

右側の太線で囲んだところが、令和4年度の実績です。

一番上が伐採等の整備事業費です。

全県で6億9,106万円を活用いたしました。

これは全体の98%に当たります。

残りの2%は、事業評価や県民広報の事業費になります。

事業評価にかかった経費として、委員会の運営など86万円、県民広報にかかった経費として、森の力体験ツアー等の委託費、リーフレットの製作費等568万円、調査等にかかった経費として、モニタリング調査の委託費559万円、事務費として、印刷費等48万円、合計1,260万円を活用いたしました。

計7億366万3千円が、昨年の事業費の実績となります。

以上です。

(小南委員長)

はい、ありがとうございました。

それでは続いてですね。

(産業政策課石川産業政策班長)

では続きまして基金の状況について御報告させていただきます。

資料2の太枠の中の欄を御覧ください。

令和4年度につきましては、前年度令和3年度から、繰越金額が2億4,716万5千円となっております。

こちらに個人県民税として7億9,900万、法人県民税として2億飛んで700万、こちらの税収を見込んでおりました。

こちらに運用益と、⑤ですね、前年度税込との差額等を加えまして、取崩し可能額としましては12億6,199万7千円となっております。

こちら先ほど報告いたしました事業費が7億366万3千円でしたので、差し引き5億5,833万4千円が、令和5年度への繰越金額というふうになっております。

以上でございます。

(小南委員長)

はい、ありがとうございます。ただいまの二つ続けて報告いただきましたが、これらの報告につきまして御質問御意見等ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、引き続き事業を着実に実行していただくようお願いします。

次に議事(3)となります。令和4年度事業分の評価対象箇所の選定について事務局より説明をお願いします。

(森林計画課奥山森の力再生班長)

はい。

それでは令和4年度事業分の評価対象箇所の選定について御説明いたします。

森の力再生事業評価委員会では、前年度に実施した箇所について、評価・検証していただいておりますので、評価対象箇所の選定をお願いいたします。

資料3-1を御覧ください。

あらかじめ事務局で選定案を用意いたしましたので、御説明いたします。

令和4年度の実施箇所数は、人工林再生整備事業のうち、緊急性を有する人工林で環境伐を実施する一般型が73箇所、風倒被害地の緊急的な倒木等の処理を実施する災害対応型が5箇所、竹林・広葉樹等での整理伐を実施する竹林・広葉樹等再生整備事業が15箇所、計93箇所を実施いたしました。

例年、評価委員会の開催時間を考慮いたしまして、このうちの30箇所程度を評価対象として選定しております。

事務局では、2の(1)の①から⑤の選定基準を設定し、評価対象箇所を設定いたしました。

①事業実施にあたりトラブル等があった箇所は、該当があれば全箇所、②事業規模(面積)の大きい箇所は、各農林事務所、上位4箇所、③事業単価が高額の箇所は、各事業で上位1箇所、④列状伐採を実施している箇所は、該当があれば優先的に、⑤整備者の重複を避け、極力多くの整備者を選定すること、を選定基準にしています。

この選定基準により選定した箇所が、(2)選定箇所数のおりとなります。

内訳は、一般型が23箇所、災害対応型が3箇所、竹林・広葉樹等再生整備事業が6箇所、計32箇所となります。

次のページが、選定箇所の一覧となります。

ページの右端の選定基準という列が、先ほど説明した五つの基準のどれを適用して選定したかを示しています。

今回の 32 箇所は、トラブルになった箇所はありませんでしたので、整備者の重複を避け、面積規模の大きい箇所 29 箇所、単価が最も高い箇所 3 箇所を選定しております。

資料 3-2 の、A3 横表のお手元に配付してある資料、これが 93 箇所の一覧表となります。それぞれ、一般型、災害対応型、竹林・広葉樹等整備型に分け、事務局で選定した箇所は黄色で色付けし、表の一番左側の番号に○をつけております。

また、表中の赤い○は、その箇所を選定した理由を示しています。

例えば 1 番の賀茂郡松崎町池代は、事業規模の大きい箇所として選定しているため、実施面積に○をつけています。

その下の 2 番の下田市大賀茂は、事業規模の大きい箇所上位 4 位までに同一事業者が存在するため、整備者の重複を避け、整備者を選定いたしましたので、整備者名に○をつけております。

最後に、昨年度の評価委員会で、単価の高い箇所は、その理由を記載する必要があるとの御意見をいただきましたので、表の中ほどに単価が高額な理由という列を追加しております。一般型では、1 ha あたりの補助金額が 100 万円を超える箇所を単価が高額な箇所とし、その理由を記載しております。

災害対応型では、1ha あたり 400 万円を超える箇所、竹林・広葉樹の中では、1ha あたり 900 万円を超える箇所を記載しております。

続きまして資料 3-3 は位置図となります。

資料 3-2 の一覧表に合わせた番号を位置図に落としてありますので参考としてください。昨年度の評価委員会で単価の違いについて、同様の作業を実施しているのに、なぜ違いが生じるのか質問がありましたので、改めて単価に差が生じる仕組みについて御説明いたします。

まず、環境伐の単価につきましては、スギ・ヒノキ 1 本あたりの伐採単価を、このように傾斜と直径によって 12 通り設定しております。

簡易木製構造物と簡易作業路の設置についても、規格及び単価を設定しております。

次に、1ha あたり単価に差が生じる仕組みにつきまして御説明いたします。

先ほどの A3 横表の一般型を御覧ください。No. 5 いなずさ林業が実施した事業をはじめ 1ha あたり 100 万円を超えているものと、No. 12 伊豆森林組合が実施した事業をはじめ 1ha あたり約 50 万円で実施したものがございまして、最大で 2 倍以上の差が生じております。

先ほど示しました単価での経費の算出において、現場状況によってどの程度の差が生じるのか、事例を用いて説明いたします。

提示いたしましたように、現場 A の最も安い伐採単価 1 本あたり 340 円と、現場 B の最も高い伐採単価 1 本あたり 670 円で、2 倍の差があります。

現場 B の方が伐採本数が少なくても、環境伐の 1ha あたり経費は 13 万円となり、約 1.5 倍

の差が生じてきます。

次に、付帯して実施している簡易木製構造物や簡易作業路の設置につきまして、長い延長を密に設置しますと、1haあたり単価が高くなってきます。

例えば、木製構造物の丸太土留が1haあたり100m設置されると20万円、簡易車道を100m設置しますと28万円加算されます。

結果このように、現場AとBでは2倍以上の差が生じることとなります。

降雨によって林内の表土の浸食が進まないよう土留が必要になったり、継続的な森林管理の車道が必要不可欠であるなど、付帯施設を設置する必要があるケースでは、1haあたりの単価が高くなってしまふことがあります。

このように、森の力再生事業の現場は一様でないことから、標準経費であっても、haあたり単価に差が生じることとなります。

以上が、説明となります。

(小南委員長)

はい、ありがとうございました。

ただいま御説明ありましたとおりですが、事務局案につきまして、御質問御意見等をお願いします。今日第1回は、この評価対象箇所の選定が一つ大きな議題だと思いますので、活発な御意見御質問をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

新たにhaあたりの単価の差が出る理由について説明いただきましたけれども、いかがでしょうか。

ちょっと私の方から。先ほどの差が出る理由の資料を出していただいて。地形が厳しい所が単価が高くなるのは当然で、木製構造物、簡易車道の設置とこういった理由が来るということですが、この木製構造物、簡易車道を設置するしないというのが大きな分かれ目になりますが、そこら辺は事業者の申請によるのか、県の方から指導されるのか、それはどういうふうに決まってるのでしょうか。

(森林計画課奥山森の力再生班長)

基本的には申請によりますけども、事前に事務所には、事業者が相談をかけてきますので、一緒に現場に行くことがありますので、一緒に行ってですね、森の力再生事業の適地かどうかということから、そこで丸太土留が必要か、車道が入るのかどうか、無理に車道を入れることはできませんので、そこら辺も事業者と合意形成というか、話し合いをしながら考えていきます。

(小南委員長)

はい、わかりました。ありがとうございました。

いかがでしょうか。

どうぞお願いします。

(浅見委員)

すいません、御説明で1箇所わからなかったところを教えてくださいたいです。
資料3-1の2番目、評価対象箇所の選定の基準のところ、④番に列状伐採を実施している箇所、該当あれば優先的ということですが、これは列状伐採以外にどのような伐採があるのでしょうか。

(森林計画課奥山森の力再生班長)

伐り方としては、群状+単木で伐る方法と、列状+単木という2パターンがあるものですから、群状でやるものが非常に多いんですけども、列状でやったものについては、数が少ないので優先的に見るということにしております。

(浅見委員)

数が少ないのでその効果を確かめると。

(森林計画課奥山森の力再生班長)

そうです。

(浅見委員)

割とすぐ塞がってしまうんじゃないかとかそういうことでしょうか。

(森林計画課奥山森の力再生班長)

そこも含めて。

(浅見委員)

わかりました。ありがとうございます。

(小南委員長)

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。
他に御意見ありましたらどうぞお願いします。

(檜本委員)

小南委員長の質問と近いんですが、単価が上がるのは車道や歩道等の設置により上がっていて、申請が上がってきたものについて、県の方が見て、適当かどうかをという説明だったと思うんですけども、申請が上がらなくても、歩道、車道を作って搬出に適している場所も

あるという理解でいいですか。

搬出できそうな場所はそれ以外にもあるけども、事業者が提案してこなければ、当然作らなかつたという理解でいいでしょうか。

(森林計画課奥山森の力再生班長)

そうですね、事業者から提案なり、事業の申請書に載っていないければ、その部分については、事業としては審査会で認めていないことになりますので、そこで作られる車道はないと思っております。

(檜本委員)

私が気になったのは、不公平感がないかなというところが若干気になっています。これまでも何回か言ったことがあります、せつかく生えてる木を伐るので、出して利用してもらった方がいいと思うんですけども、事業者によってはただ伐るだけで終わってしまうので不公平がないのかな、と。

(森林計画課奥山森の力再生班長)

この事業を使って車道を入れた場合は、木材はその部分については搬出できるものですから、車道を設置した部分はきちんと搬出をするように義務づけているところです。

はい。

(森林計画課寺澤技監)

委員長よろしいですか。私の声、そのままで聞こえますか。

今、檜本委員から御質問があったのは、木材生産、木材が出せるのであれば出した方がいいんじゃないかっていうことなんですけど、基本的には森の力再生事業は、木材生産に適さない荒廃森林ということで整理をさせていただいていますので、無理に道を開けてまで木を出そうということは、基本的にはしません。県につきましても、無理に出してくれっていうようなことは指導いたしません。

なので、向こうの道から多少近くて、何とかすれば出せるんじゃないかっていうようなところを整備者の方から提案があった場合に、それが適正かどうか審査をして実施するという形になるだろうということです。

(檜本委員)

はい。ありがとうございます。

あと、これ昨年度初めて聞いたんですけど、モノレールを設置した場合でも、当然単価上がってると思うんですけど、これ当然その後の継続的な利用というのがあるとすると、またち

よっと意味合いが変わってくるかなと思うんですけども、この単価の違いについて、その辺はどのように整理されてるのか、もう1回ちょっと教えていただければと思います。

(森林計画課奥山森の力再生班長)

高額なものを入れる時の考え方ですよね。

費用対効果といったところでは非常に難しいところではあるんですけども、周辺整備が単年度だけなのか、それとも複数年度にわたるのか、そこら辺を総合的に判断しまして、そういった特殊なものについては各農林事務所判断しているところになります。

(楢本委員)

その結果特別、そこに不公平感はないという判断をしてということでしょうか。

(森林計画課奥山森の力再生班長)

単年度的にはもしかしたら非常に高額になるかもしれませんが、5年なり、7年かけてモノレールを使って整備していくとなった場合には、1年目は高額かもしれませんが、2年目、7年通じて割り戻せば決して高いものではなくなるってような判断もあるかと思えます。

(小南委員長)

よろしいでしょうか。道付けたりできるので積極的に申請するところと、これは環境目的なので、そういうのはちょっと控えようと思ってるところで、不公平があってはいけないという御質問だったかなあと思うんですけども。

今一度そういう観点から御回答いただければと思うんですがいかがでしょうか。

(森林計画課寺澤技監)

整備に関して、必要なものを申請されるということで考えておりますので、やっぱり不要なところに道が計画されたりする場合には、当然修正等してもらい場合もありますけれども、その他の整備並びにその後10年間の管理、協定の中でやっていただくことになるものから、必要なものに限って、申請をしていただいて、それを審査して採用していくという形になろうかなと考えています。

(小南委員長)

どうぞお願いします。

(豊田委員)

すいません、今のお話を聞きながら、ふと疑問に思ったんですけども。

例えばモノレールというものがやはり高額ですし、言ってみれば設備投資になるんですね。投資をしてその設備を作るわけなんですけど、ある意味それはどこの資産となるんでしょうか。地権者さんの資産なのか、県の持ち物なのか。例えばモノレールを作った場合はそのモノレール自体、地権者の資産ということになるんでしょうか。

(森林計画課奥山森の力再生班長)

モノレールは、整備者が設置するので、地権者との話し合いにはなると思います。少なくとも県の物にはならないです。

(豊田委員)

当然。

(森林計画課奥山森の力再生班長)

地権者と整備者でモノレールの管理も含めて、物としては設置した方の物ですが、場所が地権者の土地になるので、そこは両者の話し合いになると考えます。

(豊田委員)

当然資産ですよ。いろいろかかってくるわけですけども、税金の申告でも減価償却を考え…。

(森林計画課寺澤技監)

モノレールに関してなんですが、整備するときに設置するんですが、リースです。借りて、仮設のような状態で設置をして、終わったら撤去します。リースなもんですから、期間が決まってる中で設置するので固定するわけではないです。ただ、車道については、当然道を開ければそのまま残るんですけども、モノレールについては借りてきて設置をして外す、そういうのが基本です。

(豊田委員)

基本的に残すということではなくて。

(森林計画課寺澤技監)

そうです。

(豊田委員)

道は残っちゃうけれどモノレールはその整備工事が終われば撤去するということですね。はい、わかりました。

(小南委員長)

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

この際ですから、どのような細かな点でも結構ですので、皆さんいかがでしょうか。

(倉田委員)

すいません、これは意見というか質問ですけど、今、話題のモノレールで単価が上がってるよという、一社が、資料3の下の方の富士森林組合というところをずっと行きますとモノレールを使って単価が高いというところと、面積が14.46haを整備してますよ、そこまではあるんですけどその後ですね。ずっと右いきますと、立木本数がhaあたり5万6,703本で伐採後に3万6,859本で、伐採材積6,214で、ここだけすごく飛び抜けて本数が多いんです。左の方を見ますと、樹齢が56から81っていうと、結構そこそこ大きい木だと思うんですね。

それがこの24haの中に5万6千本もあるのかなと素朴な疑問なんですけど、ここだけひと桁間違ってるのではないのかなというぐらい数が多いんですけど、どうでしょうか。

(森林計画課寺澤技監)

すいません。これは誤りで、計算しますと、haあたり2,300本です。

はい。

なのでこれ5万6千本というのは、全体の数字をそのまま記載してしまっています。

申し訳ございません。

(倉田委員)

ですよね。樹齢の割に本数が多い。

(森林計画課寺澤技監)

元々スギ・ヒノキがhaあたり3,000本で植えられているものですから、ここから減っていくので、1,000とか2,000とかが普通の数字で、他の所を見ていただくと基本はそれ位になっていますので、すいません。

こちらのミスでございまして、面積で割ると実際は2,300本で他のところと概ね同じくらいとなり、同様に伐採後の3万6千本を割っていただくと、1,500本くらいになるかなと思います。

ここがちょっと全体の数字となってしまうと、すみません。

(小南委員長)

すいません、今一度この間違ってる数字を簡単に面積で割ってもらえばいいですよね。

正しい数字を教えてください。

(森林計画課寺澤技監)

伐採前が 2,318 本です。伐採後は 1,507 本です。

(小南委員長)

よろしいでしょうか。

(森林計画課寺澤技監)

すみません、今の数字でお願いします。

(小南委員長)

数字は直ったということで、引き続きよろしいでしょうか。

(倉田委員)

いやいや、おかしいなと思ったということです。

(小南委員長)

よろしいですか。

(森林計画課寺澤技監)

ありがとうございます。

(倉田委員)

はい。

(小南委員長)

ありがとうございました。確かにそうですね。56年から81年でこの数字は合っていなかったのでもっと修正いたしました。

それでは御意見御質問等ありましたらお願いします。

どうぞ。

(倉田委員)

資料3-2の災害対応型の3番目の単価が高額な理由が被害率というところなんですけど、ここについてはどういう被害率となりますか。台風なのか、事前に山が崩れちゃったとか、どんな理由かなと思ひまして。

(富士農林事務所)

ここにつきましては、富士農林からお答えいたします。

単価が高い理由で被害率がありますが、ここは50%から70%の被害率で、かつ倒れた木が比較的太かったということで、haあたりの材積も大きくなって単価も高くなってしまったというところがあります。

以上です。

(倉田委員)

原因は何ですか。

(富士農林事務所)

雪害です。

右の備考欄に書いてございますけれども、雪害です。雪の重さで倒れてしまったということです。

(倉田委員)

そういうことはこの辺はやっぱり多いですか。

(富士農林事務所)

そうですね。

富士の場合、火山岩の土壌で、根張りが浅く小さいというか、重みで倒れてしまうケースが多々あるかと思います。

(森林計画課寺澤技監)

静岡県がそれほど雪が降る地域ではないので、たまに降るとその重さで耐えられず折れるという形です。

(小南委員長)

よろしいですか。

(倉田委員)

はい。

(豊田委員)

平成26年とありますけど、昔ですね。

(小南委員長)

備考に被害要因平成26年2月と書いてありますね。
相当前、なぜ今かという御質問なんですけども。

(富士農林事務所)

山を歩いて荒廃森林を探すんですが、見つからなかったり、期間があいてしまう場合があります。

(倉田委員)

それまでちょっと放置されていたということですね。

(富士農林事務所)

森の力でやりましょうという所は、比較的所有者の関心が低いような場所になりますので、そういったケースがあります。

(小南委員長)

よろしいでしょうか。
元々関心の低いところだと放置されやすいというところがこういうところに現れているということのようなんですけども、いかがでしょうか。お願いします。

(浅見委員)

この一覧表からはシカに対する防護柵の設置の有無はわかりませんか。

(小南委員長)

お願いします。

(森林計画課奥山森の力再生班長)

設置があれば、その他のところに記載が入ってくるかと思われそうですけども。

(浅見委員)

最大の要因であるシカ対策はしていないということですね。
そうですね。整備後に2mぐらいの低木にしっかりと育ってもらうためにも、シカの食害をいかに抑えるかというのが重要ですので、この事業費の中に入るのかどうかわからないんですが、例えば簡単なこと、先ほど言ったようにちょっと木でシカが入れなくするとか、ちょっと対策してもらおうとか、経済林でないのでお金をかけたくないというのは非常によく

わかりますので、そのあたり少し対策を進めていただくようお願いいたします。

(森林計画課寺澤技監)

ありがとうございます。

やはり先ほども御説明したんですが、今、植生が回復しない大きな原因として、全域でシカの食害が起こるということが、最大の課題かなと私は考えております。ただこれまでは、今まで10何年前とちょっと状況が違うということで、最初から柵を設置することはやられていないです。

御説明したんですが、研修会をやったりですね、我々も全体を囲うのではなく、部分的に守りたいところを囲うですとか、先ほど御提案があったようなやり方ですか、その辺も踏まえて、効果的な方法ですね、見つけていきながら、今後整備者の方に、こちらから提案できるような部分もあろうかと思えます。

そういった形で進めさせていただければなと思えます。

ありがとうございます。

(浅見委員)

よろしくをお願いします。

(小南委員長)

はい、ありがとうございます。

今の御質問に関連し、県の方では別の事業でシカの個体数を抑制する富士と伊豆のあたりでしたね、有害鳥獣等を利用して、やられてると思えます。そちらの方の事業と、例えば情報交換する等、連携っていうのはどの程度行われているのでしょうか。

(森林計画課寺澤技監)

部は違うんですけども、そちらの個体数管理は、くらし・環境部というところが担当しておりますし、そちらとも常に情報交換しておりますし、基本的にそちらの部局でも我々と同じ森林・林業職員が担当している部分もありますので、被害っていうところと、個体数調整っていうのは表裏一体でございますので、このような情報交換をしております。

(小南委員長)

はい、ありがとうございます。

担当部局が違うとそれぞれ独立でやってるところもあるんですけども、情報交換を密にされてるというところですので、またこの事業からも、こういった事業を展開してもシカによってなかなかうまくいかないというエリアがあるというところも、情報をそちら

のシカの個体数抑制の方も提供していただき、全体として効果的にシカと森林の関係が良好になりますよう進めていただきたいなというふうに思っております。

それではですね他に何かありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ではいろいろ御意見いただきましたけれども、御意見も出尽くしたということのようでございますので、事務局案のとおりですね、評価対象箇所を選定するというところでよろしいでしょうか。

(一同)

同意

(小南委員長)

ありがとうございます。

それでは事務局案のとおり御了承いただきました。

第2回の評価委員会に向けて、事務局は選定箇所について、個別の評価調書の作成をよろしくお願いしたいと思います。

次にその他としまして事務局より説明をお願いいたします。

(森林計画課奥山森の力再生班長)

昨年度、第3回評価委員会で報告しました補助金の過払い額返還に関しまして、時間の都合により詳細な調査報告ができませんでしたので、再度御説明いたします。

令和2年度の森の力再生事業において、誤った実績報告に基づき補助金が支払われ、過払い額を返還する事案が発生しました。

補助金返還に際しましては、誤りが発生した経緯の聞き取りを行い、当該事業に加え、過去10年遡り、当該整備者が補助金交付を受けた全ての事業について、整備者と県がそれぞれ保管している書類の記載内容を突合し、事業が適正に執行されたか調査しました。

今回の報告では、まず、森の力再生事業全体の①事業の進め方、②補助金の算出方法を御説明させていただき、その後、③本事案の補助金返還が生じた経緯と、④整備者が実施した過去10年分の事業内容の調査結果を報告させていただき、⑤本事案における整備者への対応と再発防止策という流れで御説明いたします。

森の力再生事業の進め方についてですけれども、1番目として、整備者は権利者に対し、事業目的を説明して、事業の実施に向けた合意が形成されますと、2番目として、整備者は、事業計画書を作成して詳細な整備計画を提案して、権利者との合意形成がなされた後、3番として、整備者と権利者は連名で、県農林事務所に補助金交付申請書を提出します。

4番としまして、県農林事務所は書類に不備がないか審査し、適正であれば、交付決定しま

す。

5番として、整備者は、交付決定の通知を受けた後、事業に着手します。

6番として、整備者は事業が終わり次第、書類を整え、県農林事務所に実績報告書を提出いたします。

7番として、県農林事務所は、実績報告を受け、書類検査と現地検査を行い、適正であることを確認した後、補助金を支払います。

今回の補助金返還が発生した案件は、竹林整備を実施したものでありますけれども、こちらが当該事案の実績報告の際に提出された書類の一覧になります。

実績報告の内容について、この事例により説明いたします。

実績報告書は、指定様式の書類と、作業日報などの任意様式の書類があります。青枠で囲ったものが任意様式でそれ以外は指定様式です。

赤枠と青枠で囲った書類が補助金算出の根拠資料となります。

整備面積などの数量と単価、実際に要した経費などが記載されております。

事務処理について詳細に説明いたします。

左側は実績報告書の表紙です。

権利者と整備者が連名で、県農林事務所長宛に提出します。

県では、提出日などの記載内容に間違いがないか、整備者と権利者の押印があるか確認します。

右側が、事業の概要が記載された事業実績書です。事業実績書の内容には、事業主体、事業実施箇所、事業費、数量、実施期間などが記載されております。

補助金交付申請時にも同様の書類が提示されているので、内容を比較して変更点がないかを確認します。

次に、事業の詳細が記載されている整備実績書となります。

対象森林の面積、林小班、所在地、伐採手法、伐採率、事業量、事業費等が記載されております。

こちらは位置図です。

5万分の1と5千分の1のものが提出されます。

こちらは上が着手前、下が完成後の写真です。

同じアングルで撮ることで比較できるようになっております。

左側の書類は、森の力再生事業の実施に際し、整備体制を説明したものでありまして、下請

けを使ったかどうか、新たに雇用があったかどうかを報告するものです。

右側の書類は詳細な整備内容を記載したものです。

本事業は、竹林整備を行った現場でありましたので、下段の整理伐に整備内容が記載されております。環境伐の上の欄は空白となっております。

こちらの書類は、付帯して実施した作業種が記載されるものとなります。

木製構造物や簡易作業路、管理用看板など、実施したものが記載されます。

また、看板の写真の下の方でありますけども、野生動物による食害状況なども記載されます。

こちらは経費の明細書になります。

実際にかかった経費と、県の単価から計算した標準経費と呼ばれる経費の両方が記載されています。

ここまでの書類が指定様式となります。

ここからは任意様式です。

こちらは作業日報です。

作業日報は、日付、現場名、作業内容、作業時間、人工数、作業員名などが記載されており、実際にかかった経費の算出根拠となる書類です。

実行経費の明細に記載された労務費の人工数や機械損料の稼働台数の集計が間違っていないか確認します。

昨年度までは提出も任意であり、提出されなかった場合、農林事務所は書類検査を行う際に、整備者に提示させ確認しておりました。

以上が、補助金事務上、実績報告書として提出される書類となります。

次に、森の力再生事業の算出方法について御説明いたします。

補助金は、傾斜や伐採率などの施工地の条件ごとに県が設定した単価から算出される標準経費と、整備者が実際に要した経費である実行経費を比較し、安価な方を採用いたします。補助金返還が発生した本事案の場合、標準経費が 851 万 7 千円、実行経費が 622 万円でしたので、安価な実行経費が補助金額となりました。

標準経費の算出方法を御説明いたします。

標準経費の算出基礎となる単価につきましては、県が当年度の 4 月に作業種ごとに細かく設定しております。

本事案の竹林伐採の場合は、ha あたりの伐採本数に応じた単価に伐採率を乗じ、傾斜と道路の隣接状況により補正した単価に面積を乗じて、標準経費を算出します。

標準経費は、整備者や地域が変わっても、事業量や施工地の条件が同じであれば、誰が計算

しても同じ金額になります。

一方、実行経費は、事業量や施工条件が同じであっても、整備者によって異なる金額となります。

こちらは実行経費の算出方法です。

実行経費とは、整備者が実際に要した経費で、経費の構成は、労務費、機械損料と管理費など諸経費が基本となっております。

実行経費の算出根拠を書類検査と現地検査で確認していきます。

書類検査では、先ほどの作業日報に記載された人工数や、機械の稼働台数の集計が間違っていないか、正しい労務費や機械損料で経費が計算されているかを確認しています。

現地検査では、面積、傾斜、伐採率などを現地で計測して確認します。

本事案では、書類検査においても、現地検査においても、申請どおりであったため、合格としております。

通常、整備者は、作業日報など、書類に不備がないか確認した上で、県に実績報告を提出します。

県が実施する書類検査は、不足している書類はないか、提出された書類に計算間違いがないか、整合が取れない数量がないかを、確認、検査いたします。

県の検査では、提出された書類に不備が見当たらなかった場合は、作業日報の基となる現場で記入したノートなどのバックデータまでは確認しておりません。

これは森の力再生事業に限らず、国庫補助事業も同様に、バックデータの確認までは行っておりません。

本事業におきましては、補助金の過払いがあるとの情報提供がありましたので、バックデータを確認調査することといたしました。

次に、補助金の算出方法を踏まえて、返還が生じた経緯を確認いたしました。

本事案は、実際よりも多い人工数で、作業日報を作成したことに気がつかず、そのまま経費を積み上げ、過大に補助金を受け取ってしまったということでした。

作業日報の作成について、通常はどのように作成していたのか、間違った作業日報を作成した理由を、整備者に聞き取りいたしました。

この整備者は、常時、代表自身が複数の現場を管理し、手書きの現場ノートに記載しておりました。

現場ノートには、同時に動いている複数の現場の日付、作業員名、作業内容が記載され、複数の記録が混在しておりました。

本事案の補助金を申請する際に、その現場ノートから事業に該当する部分を抜き出し、集計表である作業日報に転記していました。

当該事案の作業日報への転記作業は、現場を知らないパート従業員に任せていたと説明を

受けております。

こちらが実際の現場ノートになります。

赤で着色した部分が、森の力再生事業の補助金返還に該当する現場の作業が記載された部分であり、この部分の現場名を確認し、日付、使用機械、作業員名をExcelの作業日報に転記しておりました。

この時の作業員名が数日変わらずに記載してあったため、いつもの体制で、メンバーも変わらず作業を行っていたと思い込んで、この作業員名の一番上のセルの作業員名を打ち込んだ後、コピー&ペーストしてしまったということです。

このため、実際の作業員数よりも多い、誤った人工数による作業日報が作成されてしまい、補助金返還の原因となりました。

作業日報が誤って作成された原因を踏まえて、当該整備者が実施した過去10年分の森の力再生事業の内容について、作業日報と現場ノートを突き合わせる調査を行いました。

その結果、令和3年度は一致しましたが、返還事案を除く平成30年度から令和2年度までについては、逆に県への申請が少ない人工数で報告されておりました。

これは補助金を少なく交付しているため、過払いとはなりませんでしたが、精度の低い書類でありました。

平成25年度から29年度までは、現場ノートが保管されておらず、作業日報との突き合わせはできませんでした。

実施要領第14においては、関係書類は協定期間内の10年間は保管することとなっておりますが、ここは少なくとも作業日報が保管されていたので、実施要領は遵守できていると言えます。

平成24年度に関しましては、作業日報が保管されていませんでした。

会計書類を協定期間内は保管することについて、遵守されていないという状況でございます。

最後に、本事案における整備者への対応と再発防止策になります。

実行経費の計算など書類作成のチェック機能の欠如につきましては、当該事業、事業の責任者であり、書類作成を担当していた代表が内容をよく確認しなかった上に、他のチェックが行われない状況で実績報告を行ったことが原因でありますので、再発防止策として、実績報告に実行経費の算出根拠資料、作業日報や伝票などの資料の添付を義務化いたしました。

県では、当該整備者に対し、社内チェックを確実に実施するよう、また精度の高い実績報告を作成するよう指導してまいります。

また、根拠資料の提出を義務化することで、県も算出根拠資料に不自然な部分がないか、例えば、本事案のように同じ作業員体制のまま何日も同じ作業を行っていないかなど、不備を

見つけることができるようになると考えております。

次に保管しなければならない書類の廃棄につきましては、整備者が協定期間内は関係書類を保管することなどの規定を熟知しなかったこと、公共事業を実施しているという自覚が足りなかったことなどが原因でありましたので、再発防止策としては、事業実施中も、県が管理体制や書類の保管状況を確認するなど、指導を重ねていきたいと考えております。

また、これまで作業日報と現場ノートなどのバックデータとの突き合わせを行っておりませんでした。事業完了後に、定期的に執行体制を確認することとして、抽出で、それらの整合についても確認してまいります。

以上が補助金返還に関する調査報告でございます。

(小南委員長)

はい、ありがとうございました。それではただいまの説明につきまして御質問御意見等ありましたらお願いします。

再発防止も含めた御説明でしたが、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

それではその他につきましても特に御意見はないということでございました。最後に、本日の議事全体を通しまして、質問をちょっとまだしてなかったところにお気づきになりましたら、最後に今一度お伺いしたいと思います。全体を通して何か御質問御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

大丈夫ですか。

はい。

ありがとうございました。

それでは本日の議事はこれで終了いたしました。議事の進行にですね、御協力ありがとうございました。

ここで進行を事務局にお返しいたします。

(産業政策課櫻井参事)

はい、長時間の御審議ありがとうございました。

次回、10月に予定しております第2回の日程につきましては、改めて委員の皆様の日程を確認した上で決定いたします。

後日日程調整の御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、令和5年度第1回森の力再生事業評価委員会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。